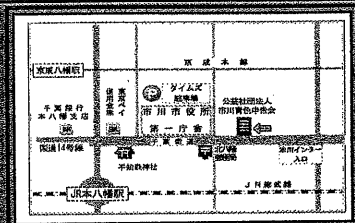


Blue Information Guide

B・I・G いちがわ



発行：公益社団法人市川青色申告会 市川市八幡1-2-20 電話：333-0111(代) FAX：333-0330
 発行人：石井菊治郎 編集：会報委員会 ホームページ：http://www.itikawa-aoiro.or.jp

確定申告お疲れ様でした

1月から始まった

申告相談は、利用者
延べ人数3100名

(準会員含む)、e-

Taxでの申告件数

《所得税》2290

名、《消費税》59

0名、合計2880

名、会員の皆様にご

協力いただき有難う

ございました。e-

Taxが幅広く広報

されたことで、e-

Taxを利用する会

員の姿がより多くみ

様でした。

この申告期間中、
20名の方が入会され

ました。新規会員の

皆様方におかれまし

ては、会を十分にご

利用・ご活用してい

ただき、記帳の準備

をされますようお願い

い申し上げます。

近年の税制改正・

会計ソフト・電子申

告・電子帳簿保存法・

インボイス制度など

の急速な変化と発展

に対応するため、サ

ビスの向上を目指し

てまいります。今後

とも、会員皆様のご

理解とご協力をお願

いいたします。



第13回通常総会の開催に向けて、 出欠確認書(はがき)の返送にご協力をお願いいたします

5月28日(水)の総会に向け、例年通り、総会資料と出欠確認書(兼委任状)はがきを同封しております。総会の開催実現に向け、氏名・会員番号を記入の上、必ずはがきを返送ください。欠席する場合も氏名・会員番号を記入し、なるべく5月16日までに返送くださいますようお願いいたします。はがきの返送がないと総会が開催できず、会が機能できなくなりますのでよろしくお願いいたします。はがきの返送がない方には、後日連絡をさせていただきます可能性がありますので了承ください。(5月17日から総会までに到着したはがきも有効なものとして扱います)

総会当日は、一部読み上げを省略する箇所もございますので、総会に出席の方は、事前に総会資料をお読みいただき、質問等がございましたら、文書にて5月16日までに提出をお願いいたします。また、当日は同封の総会資料を持参ください。

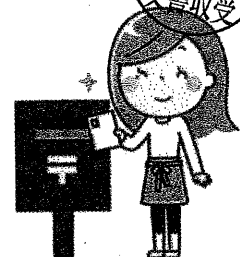
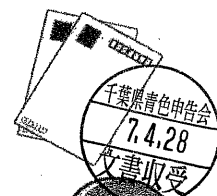
◆開催日◆ 令和7年5月28日(水)

◆時 間◆ [受付] 午後2時50分 [開会] 午後3時15分～

◆会 場◆ 市川グランドホテル(市川市市川1-3-18 JR総武線「市川駅」北口より徒歩3分)

- ◆議 事◆
- 第1号議案 令和6年度 事業報告承認の件
 - 第2号議案 令和6年度 会計報告及び監査報告承認の件
 - 第3号議案 定款一部変更(案)の件
 - 第4号議案 任期満了に伴う役員の選任(案)の件
 - 第5号議案 外部理事及び外部監事報酬額(案)の件

◆意見交換会会費◆ 1,000円(意見交換会に出席される場合、会費がかかります)



5月28日(水)は、総会につき事務局は休みになります。

ホームページアドレス <http://www.itikawa-aoiro.or.jp>

青色申告の特典

青色申告の特典は種々ありますが、その中で皆様が多く利用されているのは次の様なものです。

【青色申告特別控除】

①55万円の青色申告特別控除

この55万円の控除を受けるための要件は、次のようになっています。

- (1) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること。
- (2) これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳していること。
- (3) (2)の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、その年の確定申告期限（翌年3月15日）までに当該申告書を提出すること。
 (注1) 現金主義による所得計算の特例を選択している方は、55万円の青色申告特別控除を受けることはできません。
 (注2) 不動産所得の金額または事業所得の金額の合計額が55万円より少ない場合には、その合計額が限度になります。ただし、この合計額とは損益通算前の黒字の所得金額の合計額をいいますので、いずれかの所得に損失が生じている場合には、その損失をないものとして合計額を計算します。
 (注3) 不動産所得の金額、事業所得の金額から順次控除します。
 (注4) 還付申告書等を提出する方であっても、55万円または65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、その年の確定申告期限（翌年3月15日）までに該当申告書を提出する必要があります。

②65万円の青色申告特別控除

この65万円の控除を受けるための要件は、次のようになっています。

- (1) 上記①の要件に該当していること。
- (2) 次のいずれかに該当していること。
 イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存（下記〈参考〉参照）を行っていること（※注1）。
 ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までにe-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して行うこと（※注2）。

〈参考〉

納税者の事務負担やコストの軽減などを図るため、各税法で保存が義務付けされている帳簿書類については、一定の要件の下で、コンピュータ作成の帳簿書類を紙に出力することなく、ハードディスクなどに記録した電子データのままで保存できる制度があります。なお、令和4年1月1日から、帳簿書類を電子データのままで保存する場合に必要な税務署長の事前承認が不要となりました。詳しくは、電子帳簿保存法関係をご覧ください。

- (※注1) (2)イに該当している場合で、令和4年分以後の青色申告特別控除額（65万円）の適用を受けるためには、その年分の事業における仕訳帳および総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付けおよび保存を行い、一定の事項を記載した届出書を提出する必要があります。なお、既に電子帳簿保存の要件を満たして青色申告特別控除（65万円）の適用を受けていた方が、令和4年分以後も引き続き当該要件を満たしている場合には、一定の事項を記載した届出書を提出する必要はありません。
- (※注2) 確定申告書、貸借対照表及び損益計算書をイメージデータで送信することはできません。詳しくは、e-Taxホームページの「イメージデータで送信可能な手続について」をご覧ください。

③10万円の青色申告特別控除

この控除は、上記①および②の要件に該当しない青色申告者が受けられます。

- (注1) 不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額が10万円より少ない場合には、その金額が限度になります。ただし、この合計額とは損益通算前の黒字の所得金額の合計額をいいますので、いずれかの所得に損失が生じている場合には、その損失をないものとして合計額を計算します。
- (注2) 不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額から順次控除します。

【青色事業専従者給与】

青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち、年齢が15歳以上で、その青色申告者の事業に専ら従事している人に支払った給与は、事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で専従者の労務の対価として適正な金額であれば、必要経費に算入することができます。なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける方は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

【純損失の繰越しと繰戻し】

イ) 純損失の繰越し

事業所得などに損失（赤字）の金額がある場合で損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）が生じたときには、その損失額を翌年以降後3年間にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除します。なお、令和5年4月1日以降に特定非常災害の指定を受けた災害より生じた純損失の金額につき、特定の損失額について繰越控除期間が3年間で5年間に延長されます。

ロ) 純損失の繰戻し

前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を生じた年の前年分の所得金額に繰り戻して控除し、前年分の所得税額の還付を受けることもできます。

新規入会された会員の皆様、確定申告お疲れ様でした。入会、心から歓迎します。
 申告が初めての方や、これまで白色申告をされていた方は、青色申告についてあまり理解できない方もいらっしゃるのではないのでしょうか？
 青色申告制度は、申告納税制度の根幹を成すものとして、昭和25年に導入され、多くの方が利用されています。青色申告は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろな有利

な特典を受けることができます。なお、関係書類を一定期間（帳簿・決算関係書類・現金預金取引等関係書類は7年間・その他の書類は5年間）保存することを要件とします。節税効果のある青色申告を始めてみませんか？
 帳簿の記帳には、複式簿記や簡易簿記があり、当会では随時個別相談を行っておりますので、ぜひ複式簿記にチャレンジしてください。（事業規模の不動産所得の方も）
 会計ソフトの利用を検討されている方は、青

色申告会の会計ソフト『ブルーリターンA』をお勧めしています。令和7年分のみ記帳できる会計ソフト『ブルーリターンA単年版』を無料一度だけ差し上げます。興味のある方は、7月8月ごろに配布予定でありますので、事務局まで連絡ください。（無くなり次第、配布終了となります。）なお、ブルーリターンA以外の会計ソフト（やよいオンラインやMDFクラウドやfree等）を使用の場合、会費とは別途手数料がかかる場合もあります。

当会で開催される記帳相談会・決算相談会、青色共済・小規模企業共済加入受付・倒産防止共済（経営セーフティ共済）加入受付・研修旅行等、様々な活動を会報で案内しています。令和7年分の申告をスムーズに行うためにも、日頃から青色申告会を利用下さい。毎年9月11月には、記帳確認月間（仮決算）として記帳確認を行っております。職員一同心よりお待ちしております。

自動車税(種別割)は納期限までに納めましょう

自動車税(種別割)の納期限は6月2日(月)です。5月9日(金)に千葉県自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、納期限までに納めましょう。

eマークの付いた通知書は、地方税お支払サイトからのクレジットカード払い、インターネットバンキング、ダイレクト納付による口座振替等を利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払いは、eL-QR(二次元コード)を読み取ることにより、利用可能です。詳しくは納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

《問合せ先》・千葉県自動車税事務所 043(243)2721

・千葉県船橋県税事務所 047(433)1275



【納付方法QRコード】

決算書・申告書をもう一度確認してください

★インボイスの登録をされた方、消費税の確定申告が必要です。消費税の申告をしていない方は、早めに連絡ください。

★税額を実際より多く申告してしまったとき(更正の請求)

納付すべき税額が過大であるとき、純損失等の金額が過少であるとき、還付される金額が過少であるときなどは、更正の請求をすることができます。更正の請求をする場合は、「更正の請求書」を所轄税務署長に提出してください。更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から5年以内です。更正の請求書が提出されますと、税務署でその内容を調査し、その請求内容が正当と認められたときは、減額更正(更正の請求をした方にその内容が通知されます。)が行われ、納め過ぎた税金が還付されます。

★税額を実際より少なく申告してしまったとき(修正申告)

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、修正申告をして正しい税額に修正してください。修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告してください。なお、過少申告加算税又は重加算税がかかる場合もあります。

★インボイスなどで消費税申告をされた方は、納めた消費税額は、経費になります。「租税公課」で計上してください(税込経理方式)。

【国税庁よりお知らせ】

令和7年1月から、申告書等の控えに
収受日付印の押なつを行いません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から申告書等の控えに収受日付印押なつを行わないこととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)していただきますよう、お願いします。また、申告書等の提出年月日は必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。その他、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、国税庁ホームページをご確認ください。

専従者給与・給与支払いをしている事業者の方へ

「源泉所得税」について

令和7年1月～6月までの給与所得の源泉所得税の納期の特例の納付期限は、7月19日(木)です。ご相談の際は、全従業員(専従者を含む)の一人別徴収簿等をご持参ください。納付金額が、0円でも納付書を税務署に提出することになります。初めて『源泉所得税』を納める方など、不明な点がある方は、早めにご相談ください。

※納付期限を過ぎて納付すると「延滞税」や「不納付加算税」がかかる場合がありますので、気を付けてください。

簿記講座 & パソコンセミナーのご案内

(公社)市川法人会と共催の『令和7年度第1回簿記講座(初級者コース)』『パソコンセミナー(エクセル初心者コース)』を開催致します。お気軽にお申込みください。日時・受講費等の詳細は、別紙申込書『簿記講座開催のお知らせ』『パソコンセミナーのご案内』をご覧ください。

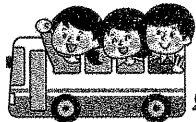
※お申し込みは、(公社)市川法人会へFAX、または郵送にてお申し込みください。

事務局からのお知らせ

- ◆ 今回の会報に「総会資料」と「出欠確認書(兼委任状)はがき」同封しました。事務処理の都合上、なるべく5月16日までにご返送ください。(5月17日から総会までに到着したはがきも有効なものとして扱います)
- ◆ **総会の為、5月28日(水)は閉館させていただきます。**
- ◆ ゴールデンウィーク期間のお休みについて、**4月27日(日)～5月6日(火)まで**お休みさせていただきます。ご不便をおかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。
- ◆ 今後諸事情により、休業および業務時間等の変更がある場合があります。ご来所の際は、お電話にてご確認をお願いいたします。
- ◆ 土曜日の営業は、**第2・4土曜午前中のみ営業していますが、事前予約が必要です(4～12月まで)。**

移動研修旅行について

今年も移動研修旅行を行うことが決定いたしました。只今、厚生事業委員会が旅行先を検討中!!(日帰り旅行または一泊旅行)詳細につきましては、次回会報とホームページに掲載予定であります。



年会費のお知らせ

令和7年度年会費の口座振替日は

6月20日(金)

令和7年度より年会費は20,000円になります。口座振替の方は、預貯金残高のご確認をお願いいたします。それ以外の方には「郵便払込用紙」をお送りしますので、期日までにお振込みをお願いいたします。

※屋号でのお振込はご遠慮ください。

※住所変更、振替口座変更等がありましたら、事務局までご連絡下さい。

※口座振替の方で、銀行によっては「C-NET」・「CUC」・「クレジット」・「リコーリース」等と記帳される場合がございます。

記帳相談会(浦安)のお知らせ

下記日程にて、記帳相談会を行います。記帳相談会は**事前予約制**です。必ず電話予約をしてお越し下さい(047-333-0111)。ご予約がされていないと対応できません。ご相談の際には必ず「会員証」をご提示ください。諸事情により、記帳相談会が中止になる場合もございますことをご了承ください。

※相談会場ではパソコンの台数に限りがありますので、ご持参できる方はお持ちください。

※下記の日程にご都合がつかない方は、八幡事務局にご来所ください。

行徳への記帳相談会について

記帳相談会で利用していた行徳文化ホールI&Iがホール天井等の改修工事を行う為、令和6年2月から令和7年9月末(予定)まで休館になります。休館期間中の代替施設を検討いたしましたが、市川市の公民館等の事前長期間予約などができないことなどにより、行徳への記帳相談会を中止することになりました。行徳地区や近隣にお住いの方には大変申し訳ありませんがご理解のほどよろしくお願いいたします。

今後は浦安中央公民館(要予約)または八幡事務局へのご来所をお願いいたします。

中央公民館【要予約】

所在地：浦安市猫実4-18-1

※昨年より浦安市の公民館利用時間枠が「最長4時間」になった為、午後のみ出張に変わりました。

7月 4日(金)	13～16時	第1会議室
9月 26日(金)	13～16時	第2会議室
10月 21日(火)	13～16時	第2会議室
11月 12日(水)	13～16時	第1会議室
12月 22日(月)	13～16時	第1会議室

※8月は浦安へのお出張はありません